

令和8年（2026年）5月8日
総務部税務課

固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税資産割部分の課税誤りについて

固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税資産割部分について、課税内容に誤りがあり過大に課税、徴収していたことが判明したため、過誤徴収金に還付加算金を加えて返還しました。

1 課税誤りの対象と内容

市内の土地について、令和7年（2025年）10月3日に住宅特例適用に対する疑義申し出があり、調査の結果誤りが発見され、その後同様の誤りがないか確認した結果、新たに8件が過大に課税、徴収されていました。

2 返還対象年度

平成18年度（2006年度）から令和7年度（2025年度）

※飯山市市税に関する過誤納金返還要領第4条により、返還対象期間は20年

3 返還金額

1件 817,200円 令和7年（2025年）11月25日返還
内訳 過誤徴収金：550,800円 加算金：266,400円

8件 3,435,000円 令和8年（2026年）4月27日返還
内訳 過誤徴収金：2,365,400円 加算金：1,069,600円

4 対応

対象者の方々には、訪問等により直接お詫びし、経緯を説明したうえで過大に課税、徴収していた金額に還付加算金を加えて返還しました。

5 再発防止

現在はデータ登録や変更する際には、複数人で情報共有しダブルチェックを行うなどチェック体制を強化しております。今後同様な誤りを繰り返さないよう信頼回復に努めてまいります。